

LM・ブラジル国債ファンド

(毎月分配型) / (年2回決算型)

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能



■設定・運用は **レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社**

- 1 . 本文書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- 2 . 本文書の前半は、投資信託説明書（交付目論見書）、後半は、投資信託説明書（請求目論見書）で構成されています。

LM・ブラジル国債ファンド (毎月分配型) / (年2回決算型)

1. LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)及びLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定められた事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、ご投資家の請求により交付されます。投資信託説明書(請求目論見書)の請求を行った場合には、ご投資家も自ら交付請求したことを記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建の債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の募集につき、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年6月10日に関東財務局長に提出したことに伴い、「LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）/（年2回決算型） 投資信託説明書（交付目論見書）2008.10」の記載事項の一部に追加及び訂正すべき事項が生じたので、関係事項を下記の通り訂正いたします。

・訂正箇所及び訂正事項の内容

下線部_____は訂正箇所を示します。

《交付目論見書冒頭部分》

* 交付目論見書冒頭部分については、次頁からの内容に更新します。

下記の事項は、LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)またはLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に外貨建の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「カントリーリスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」等があります。

(注)詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「3 ファンドのリスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.50%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

(注) 詳しくは販売会社にお問合せください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.6275% (税抜年 1.55%) の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

(1) 信託事務に要する諸費用、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。当ファンドの純資産総額に年 0.05% の率を乗じて得た額を上限とします。)

(2) 有価証券売買時の売買委託手数料

(3) 資産を外国で保管する場合の費用 等

非居住者のブラジル国内債券投資に課される金融取引税が、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となる場合があります。(税率等については、ブラジルにおける税制変更に伴い変更される場合があります。)

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「7 費用及び税金等」をご覧ください。

《交付目論見書本文》

* 下線部 _____ は訂正箇所を示します。

1

ファンドの概要

(交付目論見書 1 ~ 2 頁)

(前略)

< ファンドの概要 >

(中略)

その他の費用

信託事務に要する諸費用、その他諸費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等がかかります。

(注) 非居住者のブラジル国内債券投資に課される金融取引税が、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となる場合があります。(税率等については、ブラジルにおける税制変更に伴い変更される場合があります。)

(以下略)

2

ファンドの特色

(交付目論見書 3 ~ 4 頁)

(前略)

3. ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダに運用の指図に関する権限を委託します。

運用はレッグ・メイソン・グループのウェスタン・アセットが行います。

レッグ・メイソン・インク

レッグ・メイソン・インクは、米国メリーランド州ボルチモアに本部を置き、資産運用サービスを提供する持ち株会社です。世界の中央銀行、国際機関、年金基金など多岐にわたる顧客を対象に、約 6,324 億米ドル(約 61 兆円)*を運用しています。

ウェスタン・アセット

- 世界有数の債券運用専門会社
- レッグ・メイソン・インクの 100% 子会社
- 設立: 1971 年、本社: 米国カリフォルニア
- 運用資産約 4,734 億米ドル。(約 46 兆円)*

ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ(在ブラジル)

- 当ファンドの投資顧問会社
- 運用資産約 75 億米ドル。(約 7,333 億円)*

ウェスタン・アセットの拠点



*平成 21 年 3 月末現在。米ドルの円貨換算は、平成 21 年 4 月 30 日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 97.78 円) によります。

(以下略)

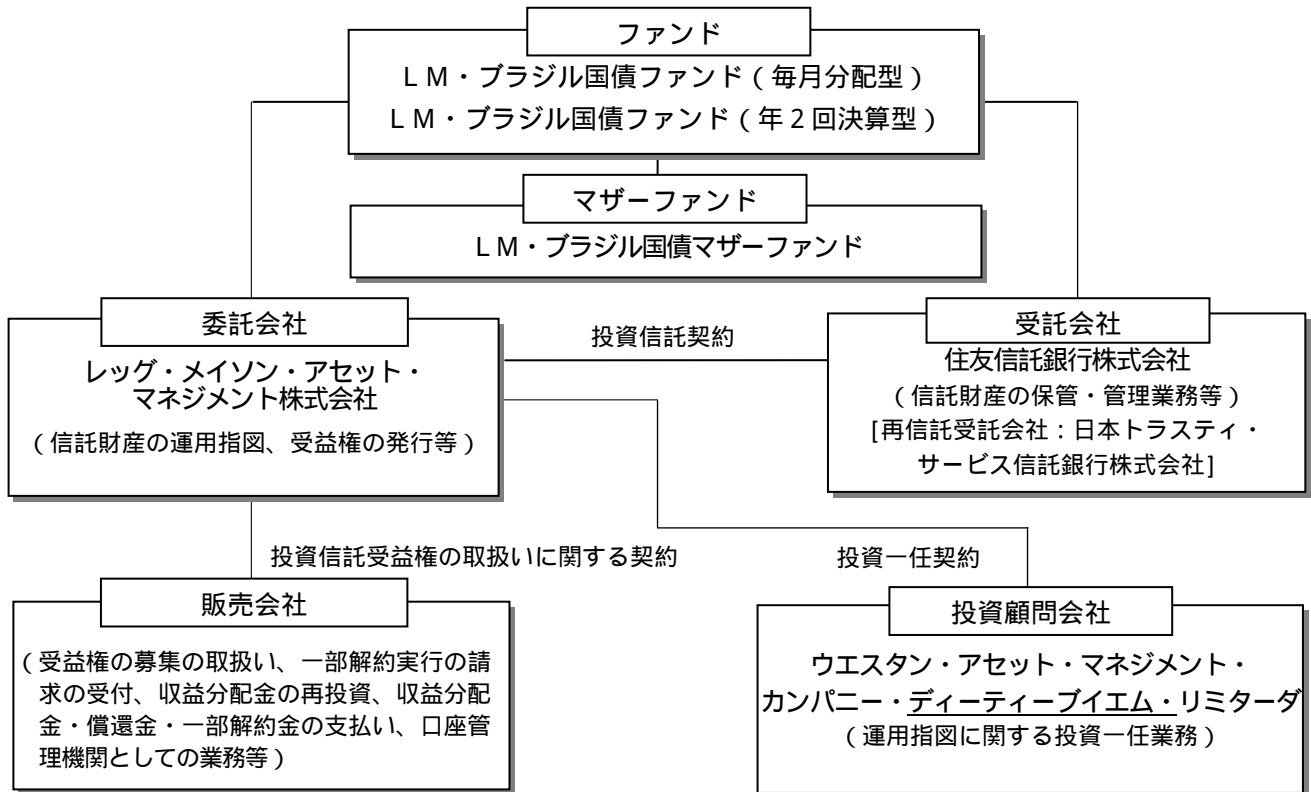
4

ファンドの仕組み

(交付目論見書 7 ~ 8 頁)

(前略)

(3) ファンドの関係法人と契約の概要等



(注) 販売会社は、「8 申込・換金手続きの概要」記載の照会先までお問合せください。

(中略)

(5) 委託会社等の概況 (平成 21 年 6 月 10 日現在)

(以下略)

5

ファンドの運用

(交付目論見書 9 ~ 13 頁)

(1) 投資方針と主な投資制限

(中略)

LM・ブラジル国債マザーファンド

運用の基本方針

(中略)

- e. ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダに、運用の指図に関する権限を委託します。

(中略)

< 法令による投資制限 >

前記「LM・ブラジル国債ファンド 主な投資制限」をご参照ください。

平成 21 年 6 月 10 日現在、当ファンド以外で「LM・ブラジル国債マザーファンド」に投資を行っているファンドはありません。

(中略)

(2)運用体制

ファンドの運用体制

(中略)

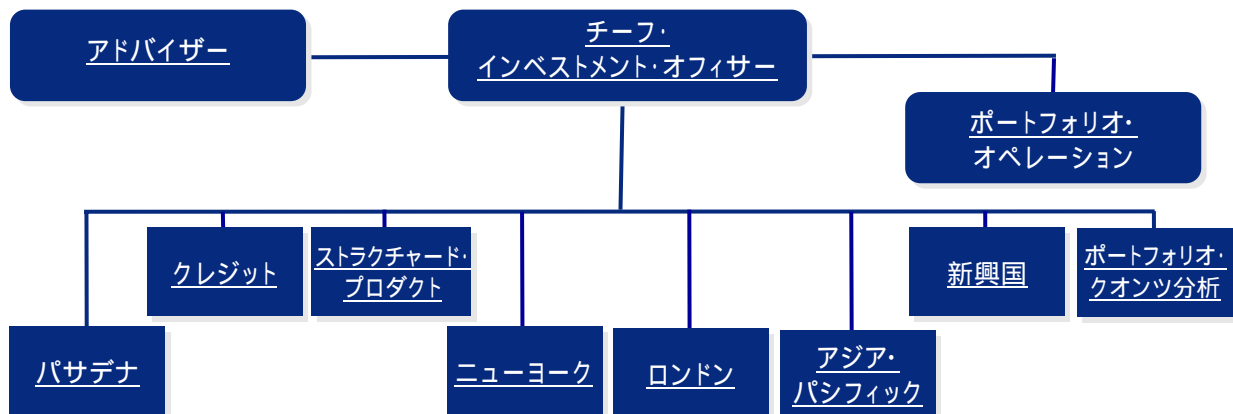
(注) 括弧内は平成 21 年 4 月末現在の各部署に属する人数 (管理本部は、上記業務に従事する人数) を示します。

(中略)

(参考) LM・ブラジル国債マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダ」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、ウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

(注) ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

(以下略)

7

費用及び税金等

(交付目論見書 15 ~ 18 頁)

(前略)

(2)保有期間中 (管理報酬等)

(中略)

その他の費用

(中略)

(注) 非居住者のブラジル国内債券投資に課される金融取引税が、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となる場合があります。(税率等については、ブラジルにおける税制変更に伴い変更される場合があります。)

(中略)

(4) 課税上の取扱い

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱いの内容は、税制改正等により変更となる場合がありますのでご注意ください。詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

個人の受益者に対する課税

a. 収益分配時、一部解約時及び償還時の課税

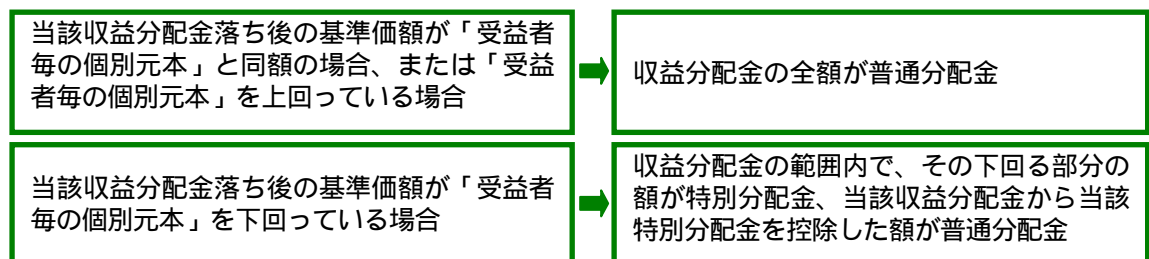
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 12 月 31 日まで 10% (所得税 7%、地方税 3%) 平成 24 年 1 月 1 日以降 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・ 受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約時 償還時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約または償還による譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 12 月 31 日まで 10% (所得税 7%、地方税 3%) 平成 24 年 1 月 1 日以降 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 損益通算及び繰越控除

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）から控除することができます。

また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

8

申込・換金手続きの概要

（交付目論見書 19～21 頁）

(1) 申込手続等

取得申込みの受付

当初申込期間（平成20年10月14日～平成20年10月30日）

継続申込期間（平成20年10月31日～平成21年12月9日）

上記申込期間中の販売会社の営業日に受付を行います。

ただし、継続申込期間中においては、受付不可日*（サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日）を除きます。

（注）販売会社によって、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）またはLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

*販売会社の営業日であっても取得申込みの受付はできません。ただし、収益分配金の再投資の場合を除きます。

（以下略）

9

その他

（交付目論見書 22～28 頁）

（前略）

(11) 受益証券事務の概要

受益権の帰属と受益証券の不発行

（中略）

a. 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振

替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。)の振替口座簿に記載
または記録されることにより定まります。

(中略)

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものと
します。

(以下略)

* 「10 運用状況と財務ハイライト情報」については、訂正後の内容を記載しております。

10

運用状況と財務ハイライト情報

(交付目論見書 29 頁)

運用状況

(1)投資状況

L M・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

平成21年4月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	13,885,866,089	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,095,066	0.06
合計(純資産総額)		13,877,771,023	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

L M・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

平成21年4月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	145,504,299	100.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		227,448	0.16
合計(純資産総額)		145,276,851	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

L M・ブラジル国債マザーファンド

平成21年4月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	13,357,438,383	95.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		673,919,835	4.80
合計(純資産総額)		14,031,358,218	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

L M・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

a. 上位30銘柄

平成21年4月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・ブラジル国債マザ ーファンド	13,736,142,140	1.0242	14,068,760,451	1.0109	13,885,866,089	100.06

(注1) 平成21年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年4月末現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

a. 上位30銘柄

平成21年4月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・ブラジル国債マ ザーファンド	143,935,404	0.9820	141,358,699	1.0109	145,504,299	100.16

(注1) 平成21年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年4月末現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.16
合計	100.16

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

該当事項はありません。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

該当事項はありません。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

該当事項はありません。

< 参考情報 >

LM・ブラジル国債マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成21年4月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	国債 証券	BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA	139,350,000.00	4,214.51 5,872,928,744	4,214.51 5,872,928,744	-	2010/1/1	41.86
2	ブラジル	国債 証券	BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N	119,730,000.00	4,377.73 5,241,466,813	4,350.04 5,208,310,210	10.000000	2012/1/1	37.12
3	ブラジル	国債 証券	BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA	38,225,000.00	4,305.69 1,645,852,815	4,305.69 1,645,852,815	-	2009/10/1	11.73
4	ブラジル	国債 証券	BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA	9,525,000.00	4,402.88 419,374,322	4,402.88 419,374,322	-	2009/7/1	2.99
5	ブラジル	国債 証券	BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N	5,000,000.00	4,277.78 213,889,089	4,219.44 210,972,292	10.000000	2013/1/1	1.50

(注1) 平成21年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年4月末現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.20
合計	95.20

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

L M・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成21年 3月13日)	1,690,303,715	1,711,833,963	9,354	9,554
平成20年10月末	85,607,189	-	10,000	-
11月末	166,719,606	-	9,191	-
12月末	212,656,914	-	8,538	-
平成21年 1月末	259,962,651	-	8,804	-
2月末	407,982,185	-	9,336	-
3月末	4,048,513,305	-	9,317	-
4月末	13,877,771,023	-	9,715	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

L M・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1期末 (平成21年 3月13日)	51,978,608	52,033,017	9,553	9,563
平成20年10月末	13,963,308	-	10,000	-
11月末	27,137,686	-	9,192	-
12月末	33,979,335	-	8,538	-
平成21年 1月末	37,988,164	-	8,804	-
2月末	43,188,733	-	9,444	-
3月末	94,954,134	-	9,516	-
4月末	145,276,851	-	10,021	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

分配の推移

L M・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

期間	分配金(円)
第1特定期間 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)	200

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金(1万口当たり)の合計金額を記載しております。

L M・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

期間	分配金(円)
第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)	10

(注) 分配金は、各計算期間中の各計算期間末に支払われた分配金(1万口当たり)の合計金額を記載しております。

収益率の推移

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日）	4.46

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

期間	収益率（％）
第1期（自平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日）	4.37

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されております。

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

(1)貸借対照表

（単位：円）

	当期 (平成21年3月13日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,709,013,564
流動資産合計	1,709,013,564
資産合計	1,709,013,564
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	18,070,908
未払受託者報酬	20,349
未払委託者報酬	610,472
その他未払費用	8,120
流動負債合計	18,709,849
負債合計	18,709,849
純資産の部	
元本等	
元本	1,807,090,899
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	116,787,184
（分配準備積立金）	14,653,759
純資産合計	1,690,303,715
負債純資産合計	1,709,013,564

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)
営業収益	
有価証券売買等損益	37,749,255
営業収益合計	37,749,255
営業費用	
受託者報酬	49,700
委託者報酬	1,490,899
その他費用	19,796
営業費用合計	1,560,395
営業利益	36,188,860
経常利益	36,188,860
当期純利益	36,188,860
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	38,256
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,390
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	131,520,930
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	131,520,930
分配金	21,530,248
期末剰余金又は期末欠損金()	116,787,184

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

(1)貸借対照表

(単位:円)

	第1期 (平成21年3月13日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	52,231,087
流動資産合計	52,231,087
資産合計	52,231,087
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	54,409
未払受託者報酬	6,311
未払委託者報酬	189,317
その他未払費用	2,442
流動負債合計	252,479
負債合計	252,479
純資産の部	
元本等	
元本	54,409,778
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,431,170
(分配準備積立金)	1,136,208
純資産合計	51,978,608
負債純資産合計	52,231,087

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,213,466
営業収益合計	1,213,466
営業費用	
受託者報酬	6,311
委託者報酬	189,317
その他費用	2,442
営業費用合計	198,070
営業利益	1,015,396
経常利益	1,015,396
当期純利益	1,015,396
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	175,221
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,389
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,389
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,626,767
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,626,767
分配金	54,409
期末剰余金又は期末欠損金()	2,431,170

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）**LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）**

(中略)

約 款

(中略)

(利害関係人等との取引等)
第 18 条

(中略)

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第 22 条から第 25 条まで、第 27 条から第 29 条まで、第 31 条及び第 35 条から第 37 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

(中略)

LM・ブラジル国債マザーファンド**運用の基本方針**

(中略)

2 運用方法

(中略)

(2)投資態度

(中略)

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダに、運用の指図に関する権限を委託します。

(中略)

約 款

(中略)

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券(第 11 条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第7条及び第 52 条において同じ。)の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(中略)

(利害関係人等との取引等)
第 15 条

(中略)

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第 20 条から第 23 条まで、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条、第 33 条及び第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

(中略)

(運用の権限委託)

第 17 条 委託者は、運用の指図に関する権限を下記の者に委託します。

商 号:ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ

(以下略)

LM・ブラジル国債ファンド

（毎月分配型）／（年2回決算型）

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書
（交付目論見書）

2008.10

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本文書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定められた事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）（記載項目等については本文書「9 その他」の「(12)ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。）は、ご投資家の請求により交付されます。投資信託説明書（請求目論見書）の請求を行った場合には、ご投資家も自ら交付請求したことを記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建の債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

下記の事項は、LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)またはLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に外貨建の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「カントリーリスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」等があります。

(注)詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「3 ファンドのリスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に3.675%(税抜3.50%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

(注)詳しくは販売会社にお問合せください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年1.6275%(税抜年1.55%)の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

(1)信託事務に要する諸費用、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。当ファンドの純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限とします。)

(2)有価証券売買時の売買委託手数料

(3)資産を外国で保管する場合の費用 等

非居住者のブラジル国内債券投資に課される金融取引税は、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「7 費用及び税金等」をご覧ください。

目 次

1	ファンドの概要	1
2	ファンドの特色	3
3	ファンドのリスク	5
4	ファンドの仕組み	7
5	ファンドの運用	9
6	分配方針	14
7	費用及び税金等	15
8	申込・換金手続きの概要	19
9	その他	22
10	運用状況と財務ハイライト情報	29
	添付（約款／用語集）	30

有価証券届出書の表紙記載事項

提出日	平成 20 年 9 月 26 日
発行者名	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 田島 廣久
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
募集内国投資信託 受益証券に係る ファンドの名称	LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） LM・ブラジル国債ファンド（年 2 回決算型）
募集内国投資信託 受益証券の金額	当初申込期間 各ファンド 上限 1,000 億円 継続申込期間 各ファンド 上限 3,000 億円
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません。

本文書に記載された情報の提供窓口は、下記の通りです。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03 - 5219 - 5940（委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型）は、計算期間及び分配方針（頻度）を除いて同一の仕組みを持つ、独立した2つのファンドです。

< ファンドの概要 >

ファンドの名称	LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） （上記ファンドの総称として「LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型）」という名称を用いることがあります。以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象	LM・ブラジル国債マザーファンドの受益証券
マザーファンドの主な投資対象	ブラジル・レアル建てのブラジル国債
主な投資制限	株式への実質投資割合は10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資リスク	カントリーリスク 為替変動リスク 金利変動リスク 信用リスク （詳しくは、後記「3 ファンドのリスク」をご覧ください。）
信託期間	平成20年10月31日から平成30年9月13日まで ただし、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行う場合があります。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.6275%（税抜1.55%）
その他の費用	信託事務に要する諸費用、その他諸費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等がかかります。 （注）非居住者のブラジル国内債券投資に伴って課される金融取引税は、マザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

< 決算と収益分配 >

	LM・ブラジル国債ファンド （毎月分配型）	LM・ブラジル国債ファンド （年2回決算型）
決算日	原則、毎月13日*	原則、毎年3月13日、9月13日*
収益分配	毎月の決算時 ただし、第3計算期末までは分配は行わず、第4計算期末（平成21年2月13日）から収益分配を行います。	年2回の決算時

* 休業日に該当する場合は、翌営業日とします。

< 取得・換金について >

取得申込	
申込期間	当初申込期間 平成 20 年 10 月 14 日から平成 20 年 10 月 30 日まで 継続申込期間 平成 20 年 10 月 31 日から平成 21 年 12 月 9 日まで
申込受付日	販売会社の営業日 (継続申込期間中は、サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日を除きます。)
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1 口 = 1 円)
申込手数料	上限 3.675% (税抜 3.50%) 申込手数料率は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。
申込単位	販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。
取得申込代金の払い込み	販売会社が指定する日までにお支払いください。
途中換金	
申込受付日	販売会社の営業日 (サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日を除きます。)
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社でお支払いします。
スイッチング	LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)とLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)の間で、スイッチングできる場合があります。 (注) 取扱いを行っていない場合もありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

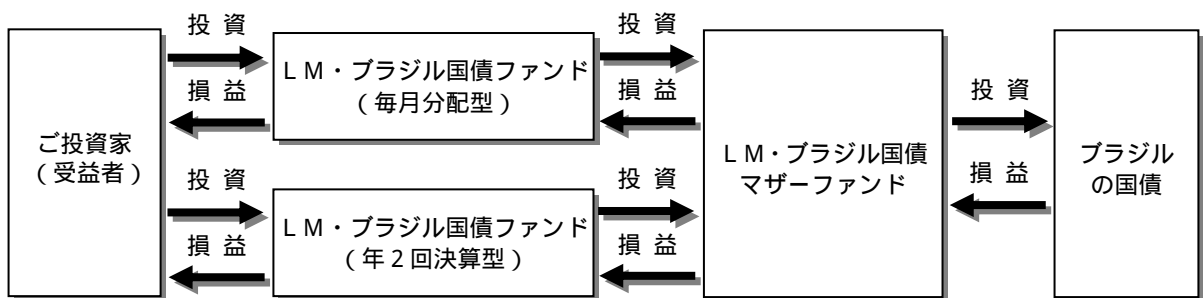
2 ファンドの特色

1. 主としてブラジル・リアル建てのブラジル国債を中心に投資を行います。

LM・ブラジル国債マザーファンドを通じて、主としてブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<ファミリーファンド方式>

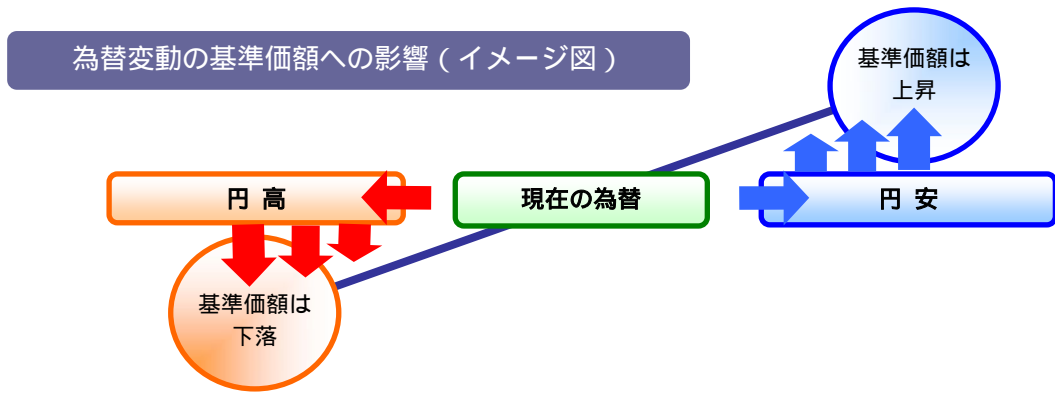


2. 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円とブラジル・リアルとの為替変動の影響を受けます。

<為替変動リスク>

当ファンドは、円建て基準価額が表示されるファンドです。また、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。



(注) 上記の図は、円相場の値動きに対する基準価額の動きを表したイメージ図です。市況環境によっては、基準価額は異なる値動きを見せることがあります。

3. ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダに運用の指図に関する権限を委託します。

運用はレッグ・メイソン・グループのウェスタン・アセットが行います。

レッグ・メイソン・インク

レッグ・メイソン・インクは、米国メリーランド州ボルチモアに本部を置き、資産運用サービスを提供する持ち株会社です。世界の中央銀行、国際機関、年金基金など多岐にわたる顧客を対象に、約9,228億ドル(約101兆円)*を運用しています。

ウェスタン・アセット

- 世界有数の債券運用専門会社
- レッグ・メイソン・インクの100%子会社
- 設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
- 運用資産6,241億ドル。(約68.2兆円)*

ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダ(在ブラジル)

- 当ファンドの投資顧問会社
- 運用資産133億ドル。(約1.4兆円)*

ウェスタン・アセットの拠点



*平成20年6月末現在。米国ドルの円貨換算は、平成20年8月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米国ドル=109.36円)によります。

4. LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)とLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)は、分配方針(頻度)が異なります。

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

原則として、毎月分配を行います。

毎月の決算日(毎月13日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて分配を行います。初回の分配は第4期決算日(平成21年2月13日)から行う予定です。



(注) 収益分配のイメージ図であり、毎期の分配金支払いを保証するものではありません。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

元本の成長を重視し、原則として、年2回の決算日に分配を行います。

年2回の決算日(毎年3月13日及び9月13日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて分配を行います。第1期決算日は平成21年3月13日です。

(注) 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。従って、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建の債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドは、主にブラジル・レアル建てのブラジル国債を実質的な投資対象とします。従って、ブラジルの政治・経済情勢等によって基準価額は大きく影響を受けます。

(1)カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。

当ファンドでは、ブラジルにおける政治・経済情勢の変化、税制の変更、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制の発動等に伴い、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。

(2)為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

レアル/円相場において円高レアル安となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

新興国の通貨は、先進国の主要通貨と比較して、値動きが大きくなる場合があります。

(3)金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。当ファンドにおいては、投資対象国であるブラジルの金利が上昇し、保有するブラジル国債等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の金利は、先進国の金利と比較し大きく変動する場合があります。

(4)信用リスク（信用・格付が下がる、基準価額が下がるリスク）

ブラジルの公社債等（短期金融商品を含みます。）のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行者の財政状況の悪化並びにこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の債券は、通常、先進国の債券と比較して債務不履行の生じる可能性が高く、債務不履行が生じた場合は債券価格が大きく下落します。

(5) デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(6) 取得申込み・換金等の制限に係る留意点

サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる営業日には、取得申込み及び一部解約請求の受付は行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国において資本規制が導入された場合等）があるときは、取得申込み及び一部解約請求の受付の中止並びに既に受付けた取得申込み及び一部解約請求の受付の取消等の対応をとることがあります。

(7) 資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

(8) 収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

(9) その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

（注）投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

4 ファンドの仕組み

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

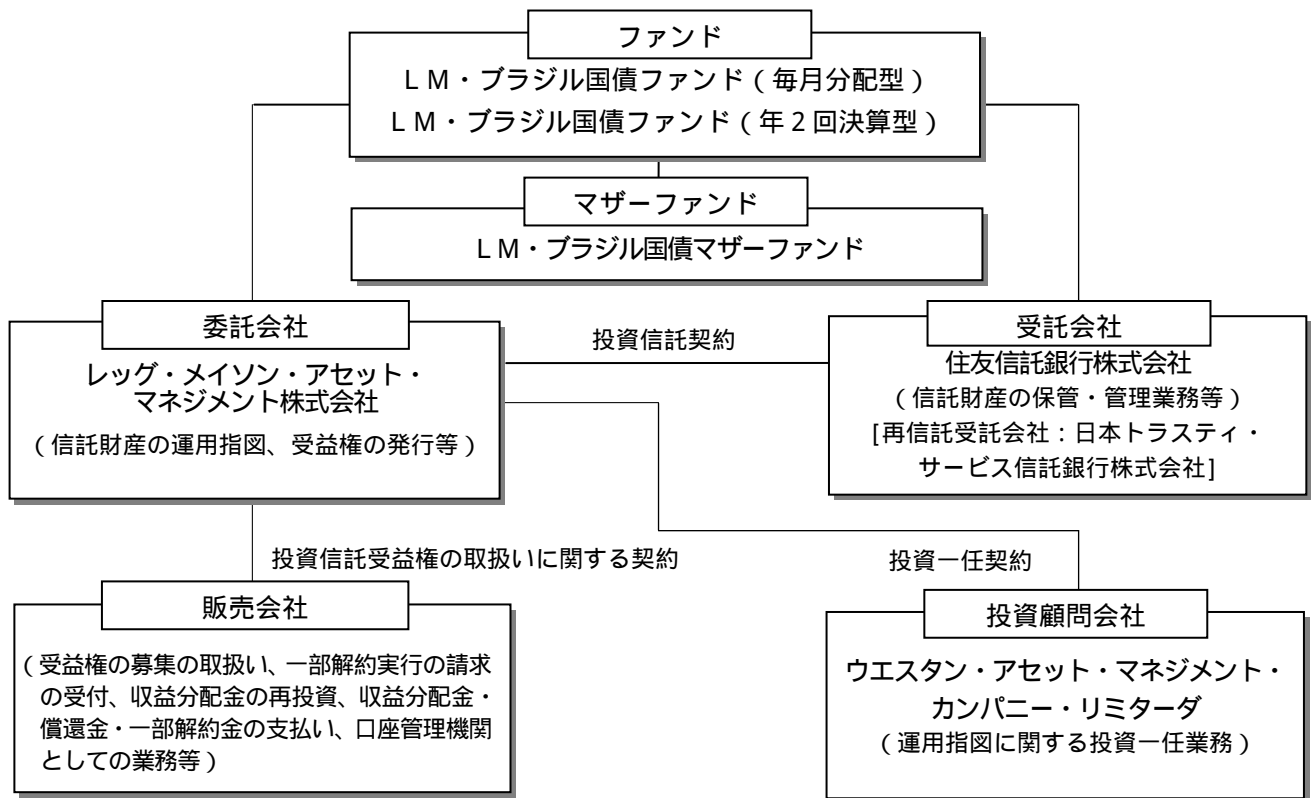
(2) 商品分類

追加型株式投資信託 / バランス型

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託です。格付は取得していません。

(注)「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%未滿のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。当ファンドは、公社債中心に運用を行うものに該当します。

(3) ファンドの関係法人と契約の概要等



(注)販売会社は、「8 申込・換金手続きの概要」記載の照会先までお問合せください。

投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

(4) 信託金限度額

各ファンド 3,000 億円

(注) 信託金限度額は、委託会社と受託会社の合意により、変更される場合もあります。

(5) 委託会社等の概況 (平成 20 年 9 月 26 日現在)

資本金の額

1,000 百万円

沿革

平成 10 年 4 月 28 日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成 10 年 6 月 16 日 証券投資信託委託会社免許取得

平成 10 年 11 月 30 日 投資顧問業登録

平成 11 年 6 月 24 日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成 11 年 10 月 1 日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、

「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成 13 年 4 月 1 日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成 18 年 1 月 1 日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引業登録

大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート 100

所有株式数 78,270 株

持 株 比 率 100%

(1) 投資方針と主な投資制限

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)**LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)**

運用の基本方針

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

- a. LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- b. LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象

「LM・ブラジル国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

(注) 上記マザーファンド以外の投資対象については、約款第16条及び第17条をご参照ください。

主な投資制限

< 信託約款による投資制限 >

- a. 株式等への投資制限
 - ・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- b. マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- c. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- e. 先物取引等の運用指図

有価証券先物取引等を約款第23条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- f. スワップ取引の運用指図
 - ・ スワップ取引を約款第24条の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- ・スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- g. 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図
金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- h. 有価証券の貸付の指図及び範囲
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を約款第 27 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- j. 外国為替予約取引の指図
信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替予約取引を約款第 31 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- k. 資金の借入れ
信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約金の支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、信託財産の 10% を超えない範囲内で資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（注）詳細については、添付の「約款」をご参照ください。

< 法令による投資制限 >

- a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第 9 条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。
- b. デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

LM・ブラジル国債マザーファンド

運用の基本方針

主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

- a. 主としてブラジル・レアル建てのブラジル国債を中心に投資を行います。
- b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c. 債券の流動性や残存年数に配慮しながらポートフォリオを構築します。
- d. 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e. ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダに、運用の指図に関する権限を委託します。

主な投資対象

ブラジル・レアル建てのブラジル国債を主要投資対象とします。

(注) 投資対象については、約款第13条及び第14条をご参照ください。

主な投資制限

< 信託約款による投資制限 >

- a. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- b. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- d. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- e. 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- g. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

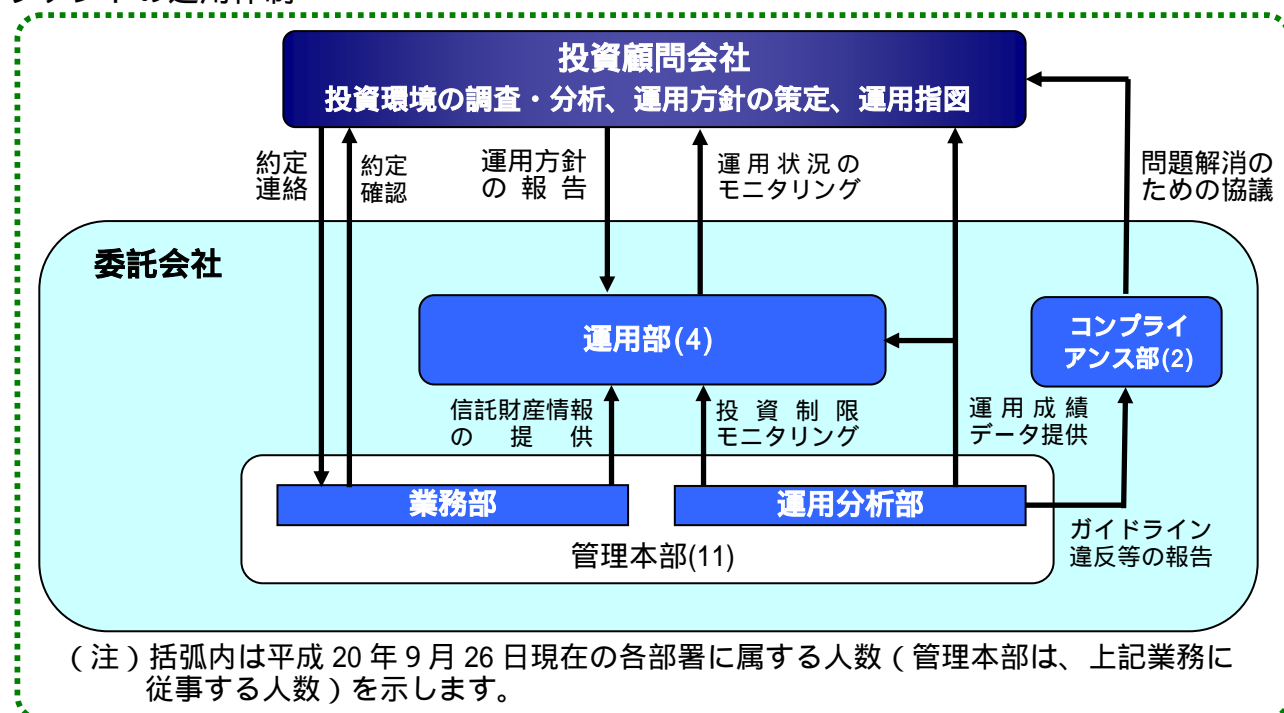
(注) 詳細については、添付の「約款」をご参照ください。

< 法令による投資制限 >

前記「LM・ブラジル国債ファンド 主な投資制限」をご参照ください。

(2)運用体制

ファンドの運用体制



委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

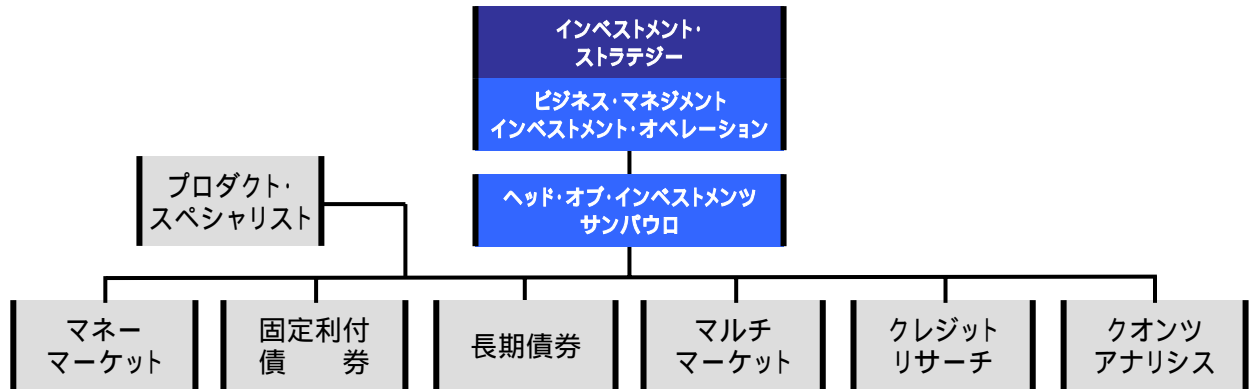
委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

(参考) LM・ブラジル国債マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダ」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。下図は、同社の運用プロセスにおける運用担当者の役割を示したものです。



(注) ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

リスク管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理体制

ファンドのリスク管理は、市場変動リスク、流動性リスク等の複数の観点について、リスク管理モデルを用いて行われます。

リスク管理部門によってファンドの投資制限及びリスク指標等のモニタリングが行われ、問題が発生した場合には、運用チーム及び関連部門にその旨が連絡されます。連絡を受けた運用チームが問題解消の責任を負い、問題が解消されたかどうかをリスク管理部門が検証します。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

(注) リスク管理体制等は、今後、変更となる場合があります。

(1) 収益分配方針

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

第1計算期間から第3計算期間までは収益分配を行いません。第4計算期間以降、原則として、毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

原則として、毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(2) 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末（LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の第1計算期末から第3計算期末までを除きます。）における利益は、次の方法により処理します。

- a. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

上記におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(1) 申込時（お申込手数料）

3.675%（税抜 3.50%）を上限として販売会社毎に定められております。

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）に、販売会社毎に定められた手数料率を乗じて得た額です。詳細については、販売会社にお問合せください。

（注）自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

（注）お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（注）販売会社は、「8 申込・換金手続きの概要」記載の照会先までお問合せください。

(2) 保有期間中（管理報酬等）

信託報酬

純資産総額に対し年率 1.6275%（税抜 1.55%）

- a. 当ファンドの信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.6275%（税抜 1.55%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されません。なお、信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.7875%（税抜 0.75%）	0.7875%（税抜 0.75%）	0.0525%（税抜 0.05%）

- b. 投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社がマザーファンドを投資対象とするベビーファンドから収受する信託報酬から支弁しますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。
- c. マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

その他の費用

信託財産に関する租税（金融取引税を含みます。） 信託事務に要する諸費用、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等） 有価証券等の売買の際に発生する費用、資産を外国で保管する場合の費用等がかかります。

- a. 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、発生時、毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

(イ) 信託財産に関する租税

(ロ) 信託事務に要する諸費用

(ハ) 借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息

(ニ) 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*

(ホ) 先物取引・オプション取引等に要する費用

(ヘ) 外貨建資産の保管等に要する費用

* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

b. 上記 a. の諸経費のほか、下記の費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率 0.05% を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

(イ) 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

(ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用

(ハ) 公告費用

(ニ) 格付費用

(ホ) 受益権の管理事務に関連する費用

c. 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記 a. の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

（注）非居住者によるブラジル国内債券投資に伴って課される金融取引税（買付金額の 1.5%）がマザーファンドから支弁されます。（前記は平成 20 年 9 月 26 日現在のものであり、ブラジルにおける税制変更に伴い、税率等が変更される場合があります。）

d. 上記に掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

(3) 換金時（ご換金手数料・信託財産留保額）

ご換金には手数料はかかりません。また、信託財産留保額は徴収いたしません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(4) 課税上の取扱い

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱いの内容は、税制改正等により変更となる場合がありますのでご注意ください。詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

個人の受益者に対する課税

a. 収益分配時、一部解約時及び償還時

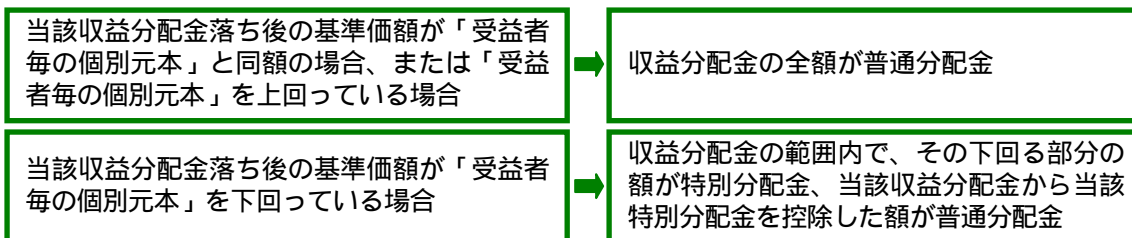
<p>収益分配時</p>	<p>平成 21 年 1 月 1 日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで 10%(所得税 7 %、地方税 3 %) 平成 23 年 1 月 1 日以降 20%(所得税 15%、地方税 5 %) 平成 21 年及び平成 22 年においては、その年における当ファンドの普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額(同一の支払者からの年間の支払総額が 1 万円以下のものを除きます。)が 100 万円を超える受益者は、確定申告が必要となります。 ・ 受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 ・ 申告分離課税を選択した場合の税率は、上場株式等の配当等の金額(年間合計額) に応じ、以下の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで) <ul style="list-style-type: none"> 100 万円以下の部分 10% (所得税 7 %、地方税 3 %) 100 万円を超える部分 20% (所得税 15%、地方税 5 %) (平成 23 年 1 月 1 日以降) <ul style="list-style-type: none"> 20% (所得税 15%、地方税 5 %)
<p>一部解約時及び償還時</p>	<p>平成 20 年 12 月 31 日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約時及び償還時の個別元本^{*2}超過額について、配当所得として 10% (所得税 7 %、地方税 3 %) の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 ・ 受益者の選択により、確定申告を行い総合課税とすることもできます。 <p>平成 21 年 1 月 1 日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約時及び償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(お申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。以下同じ。) を控除した額) が譲渡所得として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。 ・ 税率は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額に応じ、以下の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで) <ul style="list-style-type: none"> 500 万円以下の部分 10% (所得税 7 %、地方税 3 %) 500 万円を超える部分 20% (所得税 15%、地方税 5 %) (平成 23 年 1 月 1 日以降) <ul style="list-style-type: none"> 20% (所得税 15%、地方税 5 %) ・ 特定口座(源泉徴収選択口座) の利用も可能です。なお、特定口座(源泉徴収選択口座) をご利用の場合でも、平成 21 年及び平成 22 年においては、その年における上場株式等に係る譲渡所得の金額が 500 万円を超える場合には、確定申告を行うことが必要となります。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 繰越控除、損益通算

平成 20 年 12 月 31 日まで

一部解約及び償還により発生した損失は、確定申告を行うことにより、他の株式等の譲渡益と通算することができます。また、確定申告を行うことにより、その年に控除しきれない損失金額については、翌年以降 3 年間にわたり、他の株式等に係る譲渡益から控除することができます。

平成 21 年 1 月 1 日以降

その年分の上場株式等の譲渡所得等の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除することができます。

また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成 21 年 4 月 1 日以降は 15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

(1) 申込手続等

取得申込みの受付

当初申込期間（平成 20 年 10 月 14 日～平成 20 年 10 月 30 日）

継続申込期間（平成 20 年 10 月 31 日～平成 21 年 12 月 9 日）

上記申込期間中の販売会社の営業日に受付を行います。

ただし、継続申込期間中においては、受付不可日*（サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日）を除きます。

* 販売会社の営業日であっても取得申込みの受付はできません。ただし、収益分配金の再投資の場合を除きます。

原則として、午後 3 時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

当初申込期間における受益権の発行価額の総額は各ファンド 1,000 億円、継続申込期間における受益権の発行価額の総額は各ファンド 3,000 億円を上限とします。

継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等です。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社



インターネットのホームページのアドレス

<http://www.leggmason.co.jp>



電話番号：03(5219)5940

（受付時間：委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

（注）販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

お申込コース

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

各ファンドの取得申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。

<p>一般コース 収益分配時に分配金を受取るコース</p>	<p>販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）を乗じて得た金額に、お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。</p> <p>（注）販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。</p>
<p>自動けいぞく投資コース 収益分配時に分配金を再投資するコース</p>	<p>販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください（お支払いいただいた金額からお申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）。</p> <p>自動けいぞく投資コースを選択するご投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款*に基づく契約を締結していただきます。</p> <p>販売会社によっては、販売会社と定期引出契約*を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。</p>

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（注）詳細については、販売会社にお問合せください。

お申込単位

販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

販売会社は、上記「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

お申込価額

当初申込期間 1口当たり1円

継続申込期間 取得申込受付日の翌営業日の基準価額

自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料

上記「7 費用及び税金等」をご覧ください。

取得申込代金の払い込み

販売会社が定める期日までに販売会社にお支払いください。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日（当初申込期間に係る発行価額の総額は設定日）に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（注）詳細については、販売会社にお問合せください。

スイッチング

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）とLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の間で、スイッチング*できる場合があります。

*スイッチングとは、一方のファンドの換金代金の全部または一部をもって、他方のファンドを取得することをいいます。

スイッチングによりファンドを取得する場合には、お申込手数料が減免される場合があります。上記「取得申込みの受付」記載の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合がありますので、販売会社にお問合せください。

スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様、課税対象となります。

(2)換金手続等

一部解約請求の受付

受付不可日（サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日）を除く、販売会社の営業日に受付を行います。

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

受益者が一部解約請求を行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約請求の単位

販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

販売会社は、上記「(1) 申込手続等」記載の照会先までお問合せください。

一部解約の価額

一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額

一部解約の手数料及び信託財産留保額

手数料及び信託財産留保額はありません。

一部解約金のお支払い

原則として一部解約請求の受付日から起算して6営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

(1) 管理及び運営等の概要

資産の評価

法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価評価します。

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券	法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、次の略称で掲載されます。

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	ブラ国毎
LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）	ブラ国2

< 基準価額のお問合せ先 >

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社



インターネットのホームページのアドレス

<http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

毎年3月と9月の決算日を基準として運用報告書を作成・交付します。

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末（毎年3月及び9月）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって毎計算期末（毎年3月及び9月）に作成し、監督官庁に提出します。

(2) 信託期間

平成20年10月31日から平成30年9月13日まで

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。

(3) 計算期間

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

原則、毎月14日から翌月13日まで

（第1計算期間は、平成20年10月31日から平成20年11月13日までとなります。）

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

原則、毎年3月14日から9月13日まで及び9月14日から翌年3月13日まで

（第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日までとなります。）

各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 収益分配金及び償還金の支払い

収益分配金

< 一般コースの場合 >

原則、決算日から起算して5営業日以内の日からお支払いを開始します。

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

収益分配金は、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

<自動けいぞく投資コースの場合>

分配金（税引後）は、無手数料で自動的に再投資されます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

（注）受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金

原則、償還日から起算して5営業日以内の日からお支払いを開始します。

- a. 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
- b. 償還金は、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

（注）受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 信託契約の解約（繰上償還）

各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合等には、繰上償還を行うことがあります。

委託会社は、以下に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。繰上償還を行う場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき
- ・受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

上記のほか、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、委託会社はファンドを繰上償還させることがあります。

(6) 信託約款の変更及び他の投資信託との併合

受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の変更または当ファンドと他の投資信託との併合を行うことがあります。

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合を行うことができます。この場合、委託会社はあらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

(7) 書面決議

委託会社は、他の投資信託との併合及び信託約款の変更(重大な内容の変更に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。) または繰上償還を行おうとする場合、書面決議を行います。

書面決議を行おうとする場合、委託会社は、あらかじめ、書面決議の日、変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

書面決議においては、受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(注) 繰上償還または重大な信託約款の変更等について、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、繰上償還を行おうとする場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じ、上記 から上記 までに規定する手続を行うことが困難なときには当該規定は適用しません。

(注) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(8) 受益者の買取請求

上記(7)の書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続を行うにあたり受益者に発せられる書面に付記されます。

(9) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称及び住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

(10) 公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

(11) 受益証券事務の概要

受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

- a. 当ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律*の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- * 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め本文書において「社振法」ということがあります。
- b. 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- c. 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- d. 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- e. 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- f. 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、当ファンドの受益権の振替機関の「振替業に係る業務規程」等の規則にしたがって取扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び当ファンドの受益権の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドの受益権の振替機関

株式会社証券保管振替機構

取得時及び換金時の受益権の取扱い

- a. 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- b. 一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社が当該請求に係る一部解約を行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。一部解約請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- b. 上記 a. の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- c. 委託会社は、上記 a. の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

名義書換についての手続き、取扱場所等
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
受益者に対する特典はありません。

(12) ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」は、投資信託説明書（請求目論見書）
でご覧になることができます。

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目は以下の通りです。また、「第2 手続等」及び「第3 管理及び運営」の内容を要約したもの及び「第4 ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋したものは、有価証券届出書「第二部 ファンド情報」に記載されており、本文書でご覧になることができます。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

運用状況

当ファンドは、平成 20 年 10 月 31 日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

財務ハイライト情報

当ファンドは、平成 20 年 10 月 31 日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

なお、ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人により行われます。

添付

約 款

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資信託証券の合計組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3 収益分配方針

< LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） >

第 1 計算期から第 3 計算期までは収益分配を行いません。第 4 計算期以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< LM・ブラジル国債ファンド（年 2 回決算型） >

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項及び第32条において同じ。))を含みます。))と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年9月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受

益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。))を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。))の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第 13 条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、受益権の取得申込に応じないものとします。

第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第 4 項または第 6 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に規定する手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に第 5 項に規定する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。)に、3.5% を上限として指定販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利
 - 約束手形
 - 金銭債権
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された LM・ブラジル国債マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券及び次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 株券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
- 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
- コマーシャル・ペーパー
- 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引

- 受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属

するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないのであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項及び同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当

該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。))のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。))を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対

売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第1項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第1項の借入れに係る

公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した

保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金並びにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

<LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年10月31日から平成20年11月13日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月14日から9月13日まで及び9月14日から翌年3月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用(消費税等相当額を含みます。以下「その他諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. この信託の監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見

書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用

3. この信託の受益者に対してする公告に係る費用
4. この信託に係る格付の取得に要する費用
5. 受益権の管理事務に関連する費用

委託者は、前項に定めるその他諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

第2項のその他諸費用には、マザーファンドに関連して生じた当該費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含まず。

(信託報酬等の総額)

第43条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

< LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型) >

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、収益の分配は、第4計算期末から行うものとし、第1計算期間から第3計算期間までは収益の分配は行いません。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

< LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型) >

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第48条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計

算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に応ずるものとします。当該再投資により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき及び信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、当該請求に応じないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定

販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託の信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信

託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 52 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当

たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 57 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 58 条 委託者は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(公告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成 20 年 10 月 31 日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

LM・ブラジル国債マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

ブラジル・レアル建てのブラジル国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてブラジル・レアル建てのブラジル国債を中心に投資を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

債券の流動性や残存年数に配慮しながらポートフォリオを構築します。

資金動向及び市場動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダに、運用の指図に関する権限を委託します。

(3)投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営等の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 15 条第 1 項、同条第 2 項及び第 30 条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第 3 条 委託者は、金 2,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項、同条第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券(第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 7 条及び第 52 条において同じ。)の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、2,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類並びに受益証券不所持の申出)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載または記録します。

委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に

記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (イ)有価証券
 - (ロ)デリバティブ取引に係る権利
 - (ハ)約束手形
 - (ニ)金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ)為替手形

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者(第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第16条、第18条から27条まで、第29条、第30条第3項第3号、第33条から第35条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り

ます。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち、第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第20条から第23条まで、第25条から第27条まで、第29条、第33条及び第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項及び同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第20条から第23条まで、第25条から第27条まで、第29条、第33条及び第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第17条 委託者は、運用の指図に関する権限を下記の者に委託します。

商号:ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミターダ

所在の場所:ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市
前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託から受ける報酬から支弁しますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。委託者は、かかる報酬の額及び支弁の時期を当該委託を受ける者との間で別に定めます。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合またはその他の理由により必要と判断した場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢

金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第1項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第1項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、

信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計

算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月14日から翌年3月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日までとします。前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 40 条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(収益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第 42 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 43 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。一部解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後

は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い時期)

第 46 条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この

信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 52 条 第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第 44 条第 3 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 54 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成 20 年 10 月 31 日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

添付

用語集

- あり行 -

委託会社 ファンドの受益権を発行する会社をいいます。受託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの運用指図等を行います。

一部解約 換金方法のひとつで、ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することをいいます。

運用報告書 委託会社が作成し、運用実績、期中の運用経過、運用状況及び今後の運用方針等を受益者にお知らせする書面をいいます。通常、計算期末(計算期間が6ヵ月未満の場合は6ヵ月毎)に作成し、販売会社を通じて各受益者へお渡します。

- かり行 -

解約価額 一部解約による換金に際して用いられるファンドの単価をいいます。一般的には、一部解約の実行の請求受付日(当ファンドでは、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日)の基準価額から信託財産留保額(当ファンドでは信託財産留保額はかかりません。)を差引いた額となります。

基準価額 純資産総額を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

クローズド期間 効率のかつ計画的な運用を行うため、購入後、原則として換金(解約)できない期間です。期間中は本人の死亡等、限られたケース以外は換金できません。(当ファンドでは、クローズド期間は設けられておりません。)

- さり行 -

収益分配金 ファンドの計算期間終了後に受益者に支払われるファンドの収益金です。収益分配金は、分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。なお、委託会社の判断により決算時に収益分配を行わない場合もあります。また、追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」の区分があります。

償還 信託期間が終了することをいい、信託期間の最終日を償還日といいます。

信託期間 ファンド毎にあらかじめ定められた存続(運用)期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きを行うことにより、信託期間を変更することができます。

信託金限度額 ファンド毎に定められた信託財産の上限額をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

信託報酬 受益者が信託財産から間接的に負担する費用のひとつです。委託会社(販売会社に対して支払う代行手数料や投資顧問会社へ支払う投資顧問報酬を含んでいます。)、受託会社がそれぞれの業務に対する報酬として受取るもので、ファンド毎に信託報酬の率が信託約款によって定められています。

信託財産 ファンドで運用されている有価証券や短期金融商品等の資産全体をいいます。

信託財産留保額 受益者が一部解約請求を行った場合に、引続き投資を継続する受益者との公平性の確保やファンドの安定的な運用を目的として徴収され、信託財産に留保される金額をいいます。(当ファンドでは、信託財産留保額は徴収しません。)

時価評価 ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券等の各市場における終値等をもって、その証券を評価することをいいます。

自動けいぞく投資 受益者と販売会社の間の契約に基づき、ファンドから生じる収益分配金を自動的に再投資することをいいます。再投資する額は、収益分配金から税金を差し引いた額となります。累積投資等の名称で呼ばれる場合もあります。

受益権 受益者が保有口数に応じて均等に保持する分配金や償還金を受取る等の権利をいいます。

受益者 ファンドの保有者のことをいいます。受益者は、保有する口数に応じて、収益分配や償還金を受領する権利、一部解約請求を行う権利等を有しています。

受託会社 委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等を行う信託銀行をいいます。

純資産総額 信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

- たり行 -

投資信託 投資信託は、多くの受益者の皆様からお預かりした資金を大きな資金にまとめ、投資の専門家が株式や公社債等に分散投資し、その成果を受益者の皆様にお返しするものです。

投資信託説明書 法令等に基づいて作成されたファンドの説明書をいいます。投資信託説明書は、取得申込者にあらかじめまたは同時に交付される投資信託説明書(交付目論見書)と、請求があったときに交付される投資信託説明書(請求目論見書)があります。

特別分配金 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。「特別分配金」は、受益者毎の元本の一部払戻しに相当する性格を持つため、非課税扱いとなります。

- ばり行 -

販売会社 ファンドの募集の取扱いを行う会社(金融商品取引業者、銀行、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社等の金融機関)をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、一部解約請求の受付並びに収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い等を行います。

普通分配金 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。「普通分配金」は、課税扱いとなります。

振替口座簿 振替機関や口座管理機関が備える帳簿をいいます。記載・記録は、コンピュータシステム上で行われます。

振替受益権 振替口座簿に記載・記録されることで定まる受益権をいいます。

- まり行 -

申込手数料 ファンドのお申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料をいいます。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

LM・ブラジル国債ファンド (毎月分配型) / (年2回決算型)

1. LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)及びLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建の債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本文書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の募集につき、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年6月10日に関東財務局長に提出したことに伴い、「LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）/（年2回決算型）投資信託説明書（請求目論見書）2008.10」の記載事項の一部に追加及び訂正すべき事項が生じたので、関係事項を下記の通り訂正いたします。

・訂正箇所及び訂正事項の内容

下線部_____は訂正箇所を示します。

投資信託説明書（請求目論見書）

第1 ファンドの沿革（請求目論見書1頁）

平成20年10月31日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

* 「第4 ファンドの経理状況」については、訂正後の内容を記載しております。

第4 ファンドの経理状況 (請求目論見書8頁)

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、当特定期間(平成20年10月31日から平成21年3月13日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
なお、信託約款第40条により、第1期計算期間は平成20年10月31日から平成20年11月13日まで、第2期計算期間は平成20年11月14日から平成20年12月15日まで、第3期計算期間は平成20年12月16日から平成21年1月13日まで、第4期計算期間は平成21年1月14日から平成21年2月13日まで、第5期計算期間は平成21年2月14日から平成21年3月13日までとし、第1期計算期間から第5期計算期間までをあわせて当特定期間として報告しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成20年10月31日から平成21年3月13日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成20年10月31日から平成21年3月13日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
なお、信託約款第40条により、第1期計算期間は平成20年10月31日から平成21年3月13日までとなっております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年10月31日から平成21年3月13日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成21年5月13日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成20年10月31日から平成21年3月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成21年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (平成21年3月13日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,709,013,564
流動資産合計	1,709,013,564
資産合計	1,709,013,564
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	18,070,908
未払受託者報酬	20,349
未払委託者報酬	610,472
その他未払費用	8,120
流動負債合計	18,709,849
負債合計	18,709,849
純資産の部	
元本等	
元本	1,807,090,899
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	116,787,184
(分配準備積立金)	14,653,759
純資産合計	1,690,303,715
負債純資産合計	1,709,013,564

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)
営業収益	
有価証券売買等損益	37,749,255
営業収益合計	37,749,255
営業費用	
受託者報酬	49,700
委託者報酬	1,490,899
その他費用	19,796
営業費用合計	1,560,395
営業利益	36,188,860
経常利益	36,188,860
当期純利益	36,188,860
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	38,256
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,390
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	131,520,930
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	131,520,930
分配金	21,530,248
期末剰余金又は期末欠損金()	116,787,184

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成21年3月13日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,807,090,899口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、116,787,184円であります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	0.9354円
(一万口当たり純資産額)	(9,354円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程	(平成20年10月31日から平成20年11月13日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	239,587円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	74,925円
分配準備積立金額	－円
当ファンドの分配対象収益額	314,512円
当ファンドの期末残存口数	114,860,781口
1万口当たり収益分配対象額	27.37円
1万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円
	(平成20年11月14日から平成20年12月15日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	1,629,698円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	881,642円
分配準備積立金額	239,587円
当ファンドの分配対象収益額	2,750,927円
当ファンドの期末残存口数	227,258,658口
1万口当たり収益分配対象額	121.04円
1万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円
	(平成20年12月16日から平成21年1月13日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	2,142,221円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	1,449,983円
分配準備積立金額	1,869,285円
当ファンドの分配対象収益額	5,461,489円
当ファンドの期末残存口数	261,603,954口
1万口当たり収益分配対象額	208.75円
1万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円

	(平成21年1月14日から平成21年2月13日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	2,772,418円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	3,588,217円
分配準備積立金額	4,011,506円
当ファンドの分配対象収益額	10,372,141円
当ファンドの期末残存口数	345,934,035口
1万口当たり収益分配対象額	299.82円
1万口当たり分配金額	100.00円
収益分配金金額	3,459,340円
	(平成21年2月14日から平成21年3月13日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	4,464,255円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	24,943,696円
収益調整金額	35,303,296円
分配準備積立金額	3,316,716円
当ファンドの分配対象収益額	68,027,963円
当ファンドの期末残存口数	1,807,090,899口
1万口当たり収益分配対象額	376.44円
1万口当たり分配金額	100.00円
収益分配金金額	18,070,908円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	当期
	(自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
期首元本額	85,607,189円
期中追加設定元本額	1,722,453,172円
期中解約元本額	969,462円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	当期 (平成21年3月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,709,013,564	47,509,913
合計	1,709,013,564	47,509,913

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受益証券	LM・ブラジル国債マザーファンド	1,777,075,558	1,709,013,564	
合計			1,777,075,558	1,709,013,564	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書


平成21年5月13日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 久一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村 洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成20年10月31日から平成21年3月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成21年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成21年3月13日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		52,231,087
流動資産合計		52,231,087
資産合計		52,231,087
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		54,409
未払受託者報酬		6,311
未払委託者報酬		189,317
その他未払費用		2,442
流動負債合計		252,479
負債合計		252,479
純資産の部		
元本等		
元本		54,409,778
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,431,170
(分配準備積立金)		1,136,208
純資産合計		51,978,608
負債純資産合計		52,231,087

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,213,466
営業収益合計	1,213,466
営業費用	
受託者報酬	6,311
委託者報酬	189,317
その他費用	2,442
営業費用合計	198,070
営業利益	1,015,396
経常利益	1,015,396
当期純利益	1,015,396
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	175,221
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,389
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,389
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,626,767
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,626,767
分配金	54,409
期末剰余金又は期末欠損金()	2,431,170

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成21年3月13日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	54,409,778口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,431,170円であります。
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	0.9553円
(一万口当たり純資産額)	(9,553円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	1,187,983円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,634円
収益調整金額	161,202円
分配準備積立金額	－円
当ファンドの分配対象収益額	1,351,819円
当ファンドの期末残存口数	54,409,778口
1万口当たり収益分配対象額	248.43円
1万口当たり分配金額	10.00円
収益分配金金額	54,409円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	第1期 (自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)	
	期首元本額	13,963,308円
期中追加設定元本額	45,293,780円	
期中解約元本額	4,847,310円	

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第1期 (平成21年3月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	52,231,087	1,352,698
合計	52,231,087	1,352,698

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受益証券	LM・ブラジル国債マザーファンド	54,311,207	52,231,087	
合計			54,311,207	52,231,087	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

当ファンドは「LM・ブラジル国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ブラジル国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・ブラジル国債マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年3月14日から翌年3月13日までであります。

1 財務諸表

LM・ブラジル国債マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年3月13日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	309,765,705
コール・ローン	271,603,474
国債証券	1,486,701,075
未収利息	372
流動資産合計	2,068,070,626
資産合計	2,068,070,626
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	759,144
未払金	305,980,848
流動負債合計	306,739,992
負債合計	306,739,992
純資産の部	
元本等	
元本	1,831,386,765
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△70,056,131
純資産合計	1,761,330,634
負債純資産合計	2,068,070,626

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年3月13日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	1,831,386,765口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、70,056,131円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9617円 (9,617円)

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	99,570,497円
同期中における追加設定元本額	1,742,525,301円
同期中における解約元本額	10,709,033円
元本の内訳	
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	1,777,075,558円
LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）	54,311,207円
計	1,831,386,765円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成21年3月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	1,486,701,075	14,004,009
合計	1,486,701,075	14,004,009

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

項目	(自平成20年10月31日 至 平成21年3月13日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連で、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年3月13日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	255,556,584	—	254,797,440	△759,144
合計		255,556,584	—	254,797,440	△759,144

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ブラジルリアル	国債証券	BRAZIL-LTN(LETRA TESOURO NATL	1,645,000.00	1,635,496.20	
		BRAZIL-LTN(LETRA TESOURO NATL	9,525,000.00	9,200,804.27	
		BRAZIL-LTN(LETRA TESOURO NATL	25,375,000.00	23,977,818.99	
		BRAZIL-LTN(LETRA TESOURO NATL	210,000.00	191,792.36	
	計 (邦貨換算額)		36,755,000.00	35,005,911.82	
ブラジルリアル計 (邦貨換算額)				(1,486,701,075)	
				35,005,911.82	
				(1,486,701,075)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				1,486,701,075	
				(1,486,701,075)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ブラジルリアル	国債証券 4銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

平成21年4月末現在

資産総額	13,885,866,089円
負債総額	8,095,066円
純資産総額(-)	13,877,771,023円
発行済口数	14,284,447,303口
1口当たり純資産額(/)	0.9715円
(1万口当たり純資産額)	(9,715円)

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

平成21年4月末現在

資産総額	149,368,029円
負債総額	4,091,178円
純資産総額(-)	145,276,851円
発行済口数	144,973,444口
1口当たり純資産額(/)	1.0021円
(1万口当たり純資産額)	(10,021円)

<参考情報>

LM・ブラジル国債マザーファンド

平成21年4月末現在

資産総額	15,522,433,257円
負債総額	1,491,075,039円
純資産総額(-)	14,031,358,218円
発行済口数	13,880,077,544口
1口当たり純資産額(/)	1.0109円
(1万口当たり純資産額)	(10,109円)

* 「第5 設定及び解約の実績」については、訂正後の内容を記載しております。

第5 設定及び解約の実績（請求目論見書8頁）

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	1,808,060,361	969,462

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	59,257,088	4,847,310

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ブラジル国債ファンド

（毎月分配型）／（年2回決算型）

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書
（請求目論見書）

2008.10

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本文書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1 . LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
- 2 . 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建の債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

目次

投資信託説明書（請求目論見書）	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
(1)資産の評価	3
(2)保管	4
(3)信託期間	4
(4)計算期間	4
(5)その他	5
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	8
第5 設定及び解約の実績	8

投資信託説明書（請求目論見書）

第1 ファンドの沿革

平成20年10月31日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始（予定）

第2 手続等

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社の本・支店、営業所等で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

< 販売会社の照会先 >

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、当初申込期間及び継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けできません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

取得申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があ

ります。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

一般コース(収益分配時に分配金を受取るコースです。)

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)を乗じて得た金額に、お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

(注)販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース(収益分配時に分配金を再投資するコースです。)

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。(お支払いいただいた金額からお申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。)

自動けいぞく投資コースを選択するご投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款*に基づく契約を締結していただきます。

販売会社によっては、販売会社と定期引出契約*を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

*販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4)お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

(5)お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は、1口当たり1円)です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)お申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る当ファンドのお申込みには、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。

(7)LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)とLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)の間で、スイッチング*できる場合があります。

スイッチングによりファンドを取得する場合には、お申込手数料が減免される場合があります。上記(2)記載の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合がありますので、販売会社にお問合せください。

スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様、課税対象となります。

*スイッチングとは、一方のファンドの換金代金の全部または一部をもって、他方のファンドを取得することをいいます。

2【換金(解約)手続等】

(1)一部解約の実行の請求(以下「一部解約請求」ということがあります。)の受付は、受付不可日*¹を除く、販売会社の営業日*²に行われます。

*¹ サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたります。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

*² 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

(2)一部解約請求の単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、上記「1 申込(販売)手続等」記載の照会先までお問合せください。

(3)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

(4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。

(5)一部解約金は、原則として一部解約請求の受付日から起算して6営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。))を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

a. マザーファンド受益証券 マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

b. 国債証券 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価します。

c. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

(注)上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- * 2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）は「ブラ国毎」、LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）は「ブラ国2」の略称で掲載されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

< LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） >

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

< LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） >

委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末（毎年3月及び9月）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって毎計算期末（毎年3月及び9月）に作成し、監督官庁に提出します。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成20年10月31日から平成30年9月13日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

各ファンドの計算期間は下記の通りです。

LM・ブラジル国債ファンド （毎月分配型）	原則として、毎月14日から翌月13日までとします。 第1計算期間は、平成20年10月31日から平成20年11月13日までとなります。
LM・ブラジル国債ファンド （年2回決算型）	原則として、毎年3月14日から9月13日まで及び9月14日から翌年3月13日までとします。 第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日までとなります。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)その他

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信

託を終了させます。

信託約款の変更及び他の投資信託との併合

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続を行うにあたり受益者に発せられる書面に付記されます。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または契約を解約することがあります。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a.他の受益者の氏名または名称及び住所
- b.他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2 受益者の権利等

収益分配金の請求権

- a.受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b.収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c.上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d.収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。
- e.受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b.償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。
- d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b.一部解約金は、原則として一部解約請求の受付日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。
- c.一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更等に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4 ファンドの経理状況

当ファンドは、平成20年10月31日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

なお、ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人により行われます。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

当ファンドは、平成20年10月31日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

